

経済産業省が計量制度の意見募集

指定検定機関促進などに関して

特定計量器の検定 機関等に関する検 討会報告書(案)

経済産業省は、特定計量器の検定機関等(指定検定機関)への民間の参入を促進することを検討した報告書(案)に関する意見を募集している。

同省は、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)(平成18年3月閣議決定)で、電気計器以外の特定計量器の検定等を行う指定検定機関に

関して「資本関係・人的関係など利害関係の影響を受ける範囲についての

ガイドライン等を策定し当該範囲の明確化を図ることにより、適切な能力・ノウハウを持った民間の参入を促進する。」との措置内容が盛り込まれたことを受け、「特定計量器の指定検定機関等に関する検討会」でガイドラインの作成などの検討をおこない、報告書(案)を作成した。

報告書(案)は、①規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)の「その他計器についても同様に、利害関係の範囲の明確化を行う」との指摘に対応するガイドライ

ンを検討し策定する、②「検定の能力に対する要求事項」をより明確化し、「指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明認定機関及び特定計量器の指定等に関する省令」が規定している指定検定機関の指定の基準等についてのガイドラインを検討し策定する、としている。

【締切日】2007年3月28日(必着)

【提出方法、提出先】▼郵送〒1100-8901、東京都千代田区霞が関1-3-1、経済産業省産業技術環境局知的

基盤課計量行政室パブリックコメント担当▽ FAX 03-3501-7851 ▼電子メール metro.la@meti.go.jp

【資料入手方法】▼電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載▽ http://search.e-gov.go.jp/serve/Public/ 同窓口における該当の意見募集ページ URL = http://search.e-gov.go.jp/serve/Public/?CLASSNAME=Pem1010&BID=59520708&OBCD=&GROUP=△窓口への配布▽経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室(経済産業省別館6F626)

計量制度検討小委員会第3WG開く

(2666号③面のつぎ、関連記事④、⑤面)

クロスチェッカーとして 特定計量証明事業を位置づけては

第1の対策は、別事業者に二重に計量させて、結果を比較することで計量証明事業者の計量の品質を確認すること(サン

プリング)によるクロスチェック)の導入を前提として「計量証明事業者が行った結果についてクロスチェックを行う者として特定計量証明事業を位置づけ、すべての計量証明事業の区分(貨物の長さ、質量、面積、体積、

熱量、大気、水又は土壌中の物質の濃度、音圧レベル(聴感補正に係るものに限る。)、及び、振動加速度レベル(感覚補正に係るものに限る。))に

現行の特定計量証明事業は「極めて微量のもの」の計量証明を行うために高度の技術が必要とするもの(計量法第百二十一条の二)とされている。この特定計量証明事業に、クロスチェックする役割を追加し、①「極め

て微量のものの計量証明を行うために高度の技術が必要とするもの」②「他の計量証明事業者が適正な計量証明を行ったかを確認するために高度の技術及び品質管理体制を必要とするもの」(これが追加分)といった事業内容に拡張してはどうか、というものである。

自治体が予算を確保できるかなど問題点も

問題点として、①地方自治体がクロスチェックの予算を確保できるか、

②クロスチェックの結果が元データと開きがあった場合に、争いになる可

能性がある、③処罰的な目的を持たせないというISO/IEC17025の性質上、特定計量証明事業者の技能試験の結果(技術能力)を地方公共団体に情報提供することとは難しい、などがあげられている。

現行制度で改善する方法

現行制度の中で計量証明事業の信頼性を担保する方策としていくつか例示された。

(次頁以下へつづく)

計量のことなら...
計量計測センター多言語
http://www.keijuhesaku.jp